

重層的支援体制整備事業について

令和6年2月18日
船橋市役所 福祉政策課

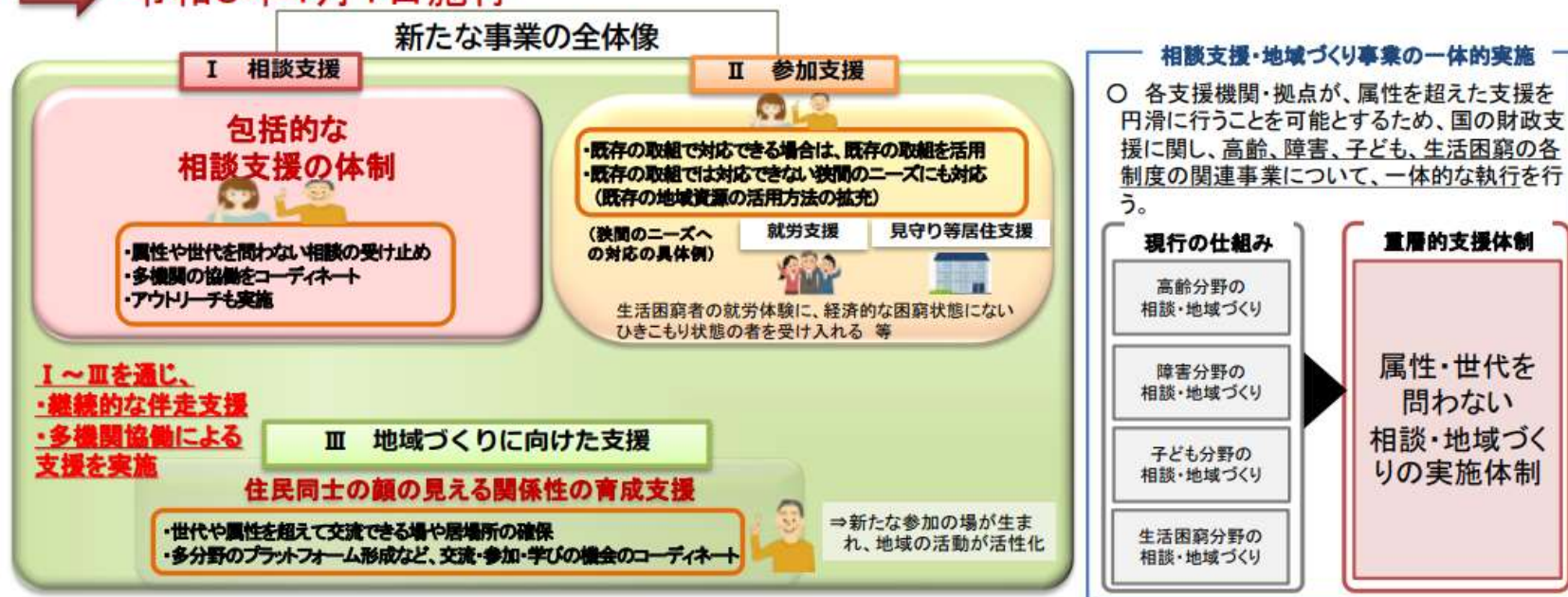
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

→ 令和3年4月1日施行



船橋市の重層的支援体制整備事業 全体像(イメージ)

① 包括的相談支援事業 (断らない相談)

- ・既存の窓口において、世代や属性を問わず、相談を包括的に受け止める
- ・適切な部署へのつなぎ、連携により解決を図る



【主な相談窓口の例】

地域包括支援センター、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」、子育て世代包括支援センター「ふなここ」、子育て支援センター 他

新規

② 多機関協働事業

- ・役割分担・各分野へのつなぎ調整
- ・情報収集、直接話を聞く
- ・複合的課題を抱えた人等の個別の支援プラン作成

調整役：地域福祉課・「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」



新規

③ アウトリーチ支援



Ⅱ 参加支援 **新規**



- ・ひきこもり状態の人などの社会とのつながりを回復させる
- ・必要な資源を開拓し、本人のニーズにあわせて資源との間を取り持つ



- ・就労準備支援事業 (地域福祉課 ※さーくる・市社協で実施)
- ※現行は生活困窮者が対象であるが、対象を拡大し、生活困窮者以外も対象とする

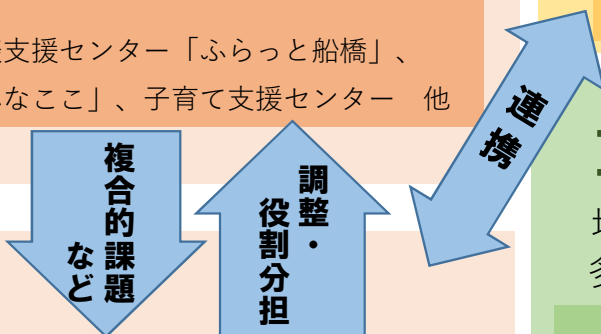
Ⅲ 地域づくり支援

地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくり

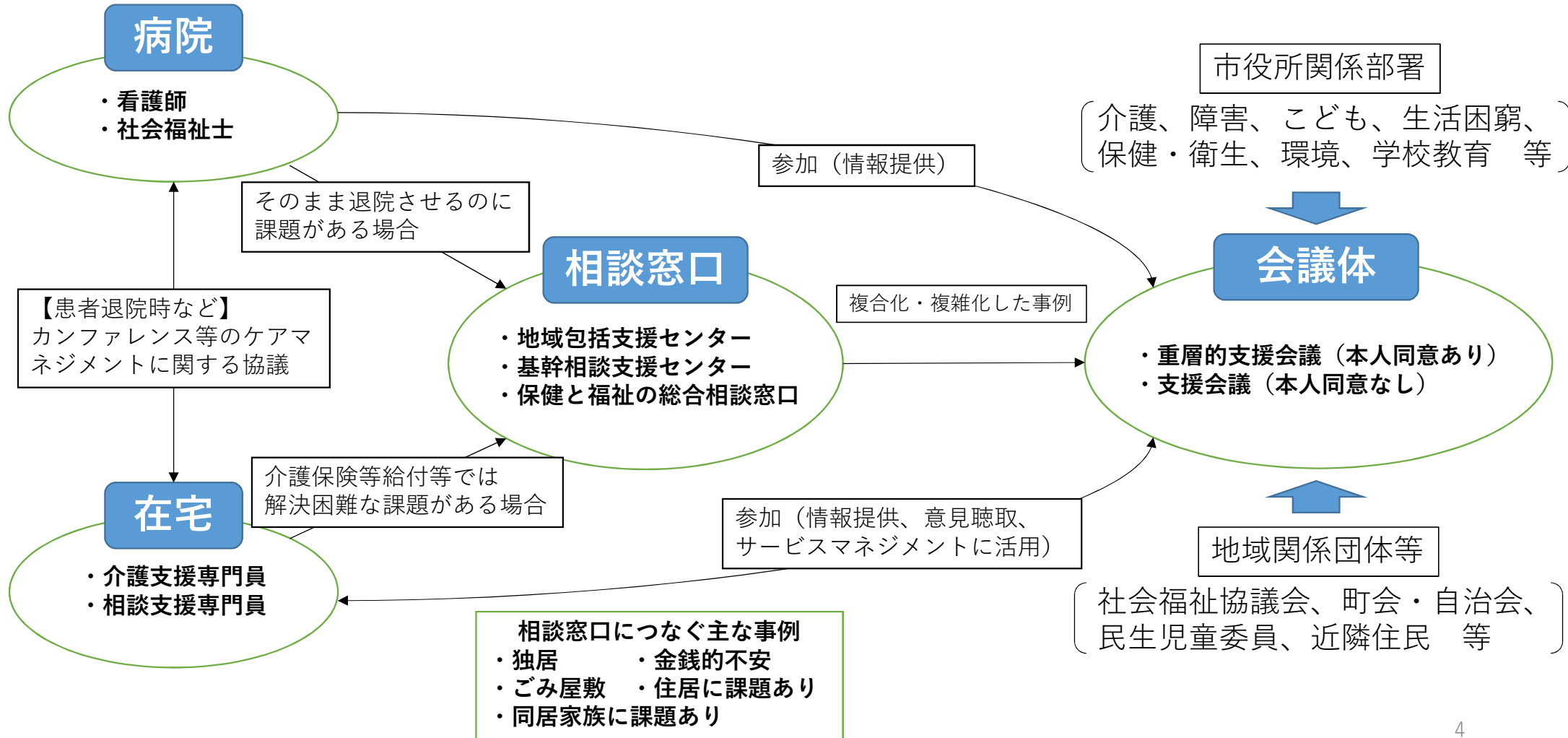


- ・地区社協活動拠点整備、生活支援コーディネーターの配置、地域福祉支援員の配置 (地域福祉課)
- ・地域活動支援センターへの補助 (障害福祉課)
- ・地域活動支援センター設置 (保健総務課)
- ・シルバーリハビリ体操推進事業、アクティブシニア介護予防補助金 (健康づくり課)
- ・地域子育て支援センター設置 (地域子育て支援課) 他

Ⅰ 相談支援



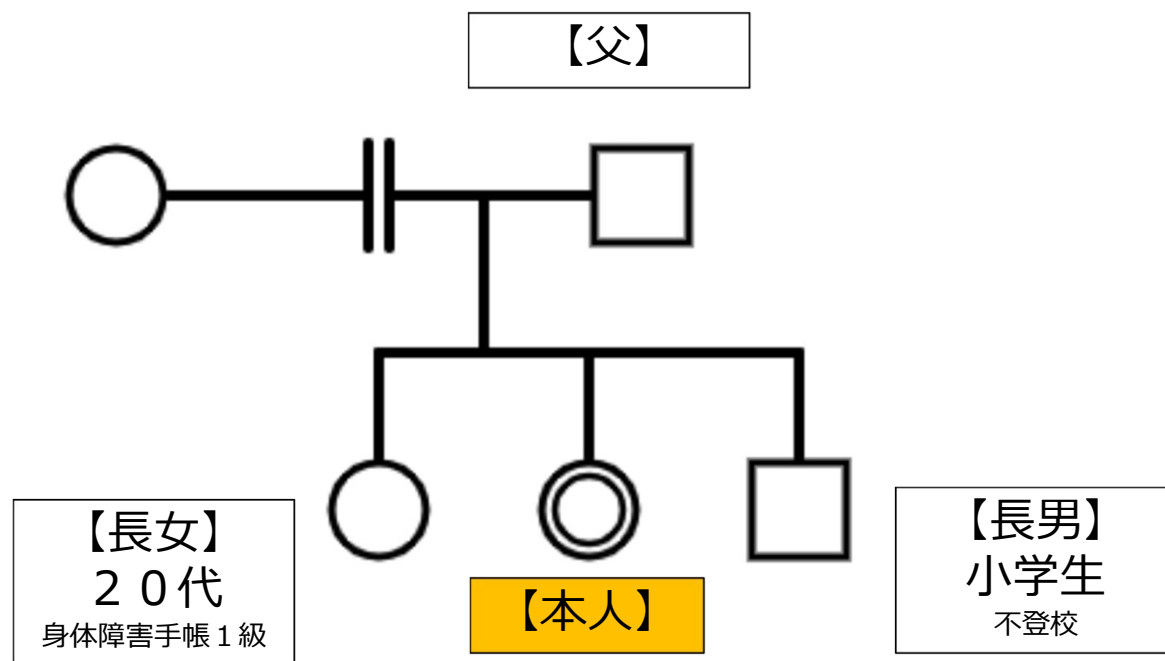
在宅医療・介護との連携の可能性



実際に取り扱った事例（支援会議）

●支援対象者

【年齢】20代 【性別】女性
【同居者】父、姉弟（20代、小学生）
【職業】無職



実際に取り扱った事例（支援会議）

●概況

- 相談経路は小学校→こども家庭支援課→さーくる
- 長女に障害があり、次女（本人）が1日中世話をしている。
- 長男は小学生で不登校気味で、昼夜逆転の生活をしているが、休みの日に友達と遊んだりしている。
- 次女（本人）と電話連絡が取りづらい。ある日を境に電話が通しても家庭の状況について話してくれなくなった。
- 過去に父が生活保護を受給していたが、現在は就労し廃止となっている。

●主訴

- 家を出たいが、長女の介護者がいなくなってしまう。
- 専門学校へ行くためにお金を貯めたい。
- 長女のヘルパーが来てくれると助かる。
- 父が支援機関の介入を嫌がるので、支援が進まない。

実際に取り扱った事例（支援会議）

●参加部署・機関

福祉政策課	重層的支援体制整備事業の所管として
こども家庭支援課	次女（本人）がヤングケアラーとなっている部分がある
家庭児童相談室	長男の養育上、課題がある可能性がある
障害福祉課 障害者（児）総合相談支援事業所	長女の障害福祉サービス利用時間増加の可能性があり 長女の障害福祉サービスの利用調整で、この世帯と関わりがある
生活支援課	過去に生活保護受給歴があった
訪問介護事業所	現在長女に対し、重度訪問介護を提供しており、この世帯について関わりがある
総合教育センター	スクールソーシャルワーカー配置事業の実施主体
小学校	同校に長男が在籍している
スクールソーシャルワーカー（SSW）	次女（本人）からの相談を受けている

実際に取り扱った事例（支援会議）

●参加者から出た意見・提案等

- ・【障害福祉課】長女は重度訪問介護の利用時間を増加することは可能。また、障害者入所施設の利用基準も満たしているため、施設入所の案内も可能。
- ・【生活支援課】長女の障害年金、長男の児童手当や児童扶養手当、父の就労収入を合わせて最低生活費に満たなければ、生活保護を受けることも可能。
- ・【小学校】家庭訪問を試みているが、拒否されてしまう。

●支援案

- ・世帯との関わりが希薄なため、まずは接触する必要がある。
- ・父と直接関わりを持つのは難しいため、次女（本人）から接触を試みる。
- ・長女については、障害福祉サービスの利用時間の増加を提案する。
- ・長男には、引き続き学校からの家庭訪問を試みる。